

東京都公報

発行 東京都

目 次 20

条 例

○東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(水道局) : 二

○東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(東京都公安委員会) : 三

○警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(同) : 三

○警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

(同) : 三

○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(同) : 四

○東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

(東京消防庁) : 四

○特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

(同) : 五

○東京都消防会議条例の一部を改正する条例

(同) : 五

○東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

(同) : 五

条 例 の あ ら ま し

●東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 (条

例第八五号)

一 公営企業職員の単身赴任手当、管理職員特別勤務手当及び任期付職員の手当に関する規定を改めます。

二 在宅勤務等手当に関する規定を設けます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八六号)

一 東京都公安委員会委員の報酬の額を引き上げます。

(一) 委員長

月額 五二四、〇〇〇円 ↓ 五三〇、〇〇〇円

(二) 委員

月額 四三〇、〇〇〇円 ↓ 四三五、〇〇〇円

二 費用弁償に係る規定を改めます。

三 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八七号)

一 警察参考人等の費用弁償に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第八八号)

一 地方警察職員の定員を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例 (条例第八九号)

一 特殊勤務手当の種類、支給額及び支給期限を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京消防厅職員定数条例の一部を改正する条例(条例第九〇号)

一 消防職員の定数を改めます。

消防吏員 一八、三五一人 ↓ 一八、四一七人

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例(条例第九一号)

一 特別区の消防団の活動力の維持及び向上を図るため、消防団員の在団要件に係る規定を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例(条例第九二号)

一 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和六年政令第三九四号)の施行に伴い、退職報償金の額を改定します。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都防災会議条例の一部を改正する条例(条例第九三号)

一 組織改正に伴い、委員及び幹事の総数の上限を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

●東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例(条例第九四号)

一 組織改正に伴い、委員及び幹事の総数の上限を改めます。

二 この条例は、令和七年四月一日から施行します。

条 例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を公布

する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十五号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和二十八年東京都条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「単身赴任手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加え、「特定任期付職員業績手当」を削る。

第五条の二第一項中「異動等に」を「異動、在勤する勤務庁の移転又は新たに採用されたこと(以下この項において「異動等」という。)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(在宅勤務等手当)

第五条の三 住居その他これに準ずるものとして管理者が定める場所において、正規の勤務時間(休暇により勤務しない時間その他管理者が定める時間を除く。)の全部を勤務することを、管理者が定める期間以上の期間について一箇月当たり平均十日を超えて命ぜられた職員には、在宅勤務等手当を支給する。

第十条の二第一項中「指定する職員」の下に「若しくは次長、技監等の職にある職員のうち管理者が指定する者」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第二項中「指定する職員」の下に「若しくは次長、技監等の職にある職員のうち管理者が指定する者又は特定任期付職員」を加え、「週休日又は休日以外の日の午前零時から午前五時までの間」を「午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日又は休日に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第十三条の三を削る。

第十四条の二第四項中「、第九条、第十三条の二及び第十七条の二(勤勉手当に係る部分に限る。)」を「及び第九条」に改める。

第十六条第二項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

2 この条例による改正後の東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第五条の二第一項の規定は、この条例の施行の日前に新たに採用された者についても適用する。

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十六号

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

条例

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五十二万四千円」を「五十三万円」に、「四十三万円」を「四十三万五千円」に改める。

第四条第二項中「車賃、日当、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航手数料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、渡航雑費」に、「十種」を「九種」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例第四条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十七号

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

警察参考人等に対する費用弁償に関する条例（昭和三十五年東京都条例第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の種類」を「の種目」に改め、同項の表を次のように改める。

種目	額
鉄道賃	職員の旅費に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十六号）の規定により職員（同条例に規定する指定職職員を除く。）に支給する額に相当する額
船賃	
航空賃	
その他の交通費	
宿泊費	
包括宿泊費	
宿泊手当	
日当	一日につき一〇、〇〇〇円

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の警察参考人等に対する費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十八号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例
警視庁の設置に関する条例(昭和二十九年東京都条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項の表一の項中「四二、六八六人」を「四二、七二二人」に、「二、五十八人」を「二、五二一人」に、「三五、五二六人」を「三五、五四七人」に、「一三、四八九人」を「一三、五〇〇人」に改め、同表計の項中「四五、七〇一人」を「四五、七三六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十九号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第十八号から第二十号までを次のように改める。

十八から二十まで 削除

第十四条第二項中「六百七十円」を「七百三十円」に改める。

第十一条から第二十二条までを次のように改める。

第二十条から第二十二条まで 削除

第二十八条第一項中「第二十二条から第二十四条まで」を「第二十三条、第二十四条」に改める。

附 則
この条例は、令和七年三月三十一日を「令和十年三月三十一日」に改める。

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなつた特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦年にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例(昭和二十七年東京都条例第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、三五一人」を「一八、四一七人」に改め、同表計の項中「一八、七七三人」を「一八、八三九人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十一号

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和二十四年東京都条

例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号中「とき」の下に「（消防団長が消防活動上支障ないと認めたときを除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

別表 退職報償金支給額表（第三条関係）

階級	勤務年数	年数					
		十五年未満	十五年未満	二十五年未満	二十五年未満	三十一年未満	三十五年未満
団長	二三九、〇〇〇円	三四四、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円	五九四、〇〇〇円	七七九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇七九、〇〇〇円
副団長	二三九、〇〇〇円	三四九、〇〇〇円	四二九、〇〇〇円	五三四、〇〇〇円	七〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円	一、〇〇九、〇〇〇円
分団長	二一九、〇〇〇円	三一八、〇〇〇円	四一三、〇〇〇円	五一三、〇〇〇円	六五九、〇〇〇円	八四九、〇〇〇円	九四九、〇〇〇円
副分団長	二一四、〇〇〇円	三〇三、〇〇〇円	三八八、〇〇〇円	四七八、〇〇〇円	六二四、〇〇〇円	八〇九、〇〇〇円	九〇九、〇〇〇円
部長及び班長	二〇四、〇〇〇円	二八三、〇〇〇円	三五八、〇〇〇円	四三八、〇〇〇円	五六四、〇〇〇円	七三四、〇〇〇円	八三四、〇〇〇円
団員	二〇〇、〇〇〇円	二六四、〇〇〇円	三三四、〇〇〇円	四〇九、〇〇〇円	五一九、〇〇〇円	六八九、〇〇〇円	七八九、〇〇〇円

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の特別区の消防団員に係る退職報償金に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した特別区の消防団員について適用し、同日前に退職した特別区の消防団員については、なお従前の例による。

東京都防災会議条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

令和七年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十三号

東京都防災会議条例の一部を改正する条例

東京都防災会議条例（昭和三十七年東京都条例第百九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三条第一項中「七十人」を「七十二人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年三月三十一日

●東京都条例第九十四号

東京都国民保護協議会条例の一部を改正する条例

東京都国民保護協議会条例(平成十七年東京都条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「九十二人」を「九十四人」に改める。

第五条第一項中「七十人」を「七十二人」に改める。

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

東京都知事 小池百合子

発行	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話	○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	一本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む。)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町二丁目三十三番地一
電話	○三(五二七六)〇八一一(代)
郵便番号	101-0051